

報告・協議 1

「広島県文化財保存活用大綱」骨子案について

このことについて別紙のとおり報告する。

令和 2 年 1 月 10 日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

「広島県文化財保存活用大綱」骨子案について

1 趣旨

平成 31 年 4 月に改正文化財保護法（以下「法」という。）が施行され、法第 183 条の 2 第 1 項に基づき、都道府県による文化財保存活用大綱の策定、市町村が作成する文化財保存活用地域計画の文化庁長官による認定等が制度化されたところである。

本県が「広島県文化財保存活用大綱」（以下「大綱」という。）を策定し、大綱を勘案して市町村が文化財保存活用地域計画を作成することにより、県内文化財の計画的保存と積極的活用について、一層の推進を図る。

2 目指す姿

県民、関係団体など多様な関係者が文化財及び周囲の自然環境・景観・伝統行事などの一体的な保存・活用に取り組むことを通して、県民一人一人が地域に誇りと愛着を持ち、内外から魅力ある地域として選ばれています。



3 策定の意義

本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性や取組の“見える化”

各市町が特色を生かしながら円滑に連携し、県内全体が同じ方向性で文化財の保存・活用に取り組むことが可能

文化財活用に係る国庫補助事業での補助率加算

大綱を勘案した市町文化財保存活用地域計画の作成による、国交付金の支援、市町における事務処理の簡素化

4 策定スケジュール

区分	令和元年度									令和2年度										
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
策定段階	大綱（骨子案）			大綱（素案）			パブリックコメント			大綱（案）			策定			公表				
有識者会議	諮問			作業部会審議			作業部会審議			作業部会審議			答申							

「広島県文化財保存活用大綱」骨子案

1 大綱策定の背景

過疎化・少子高齢化等の社会変化により，地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題
地域振興，観光振興等，地域経済活性化への文化財の役割や期待が増大

2 県内文化財の現状・特徴

(1) 現状

文化財指定数

国指定文化財（縮景園，浄楽寺・七ツ塚古墳群 など）	288 件	全国第 12 位
国選定文化財（重伝建：竹原，御手洗，鞆町）	3 件	全国第 12 位
県指定文化財（神辺本陣，三次鶉飼の民俗技術 など）	639 件	全国第 9 位
市町指定文化財	2,019 件	全国第 21 位
合計	2,949 件	-

指定文化財以外

世界文化遺産 「厳島神社」，「原爆ドーム」	2 件	全国で 19 件
世界無形文化遺産 「壬生の花田植」	1 件	全国で 21 件
日本遺産 尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市 鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 “日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島 荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 瀬戸の夕凧が包む国内随一の近世港町	5 件	全国で 83 件

(2) 特徴

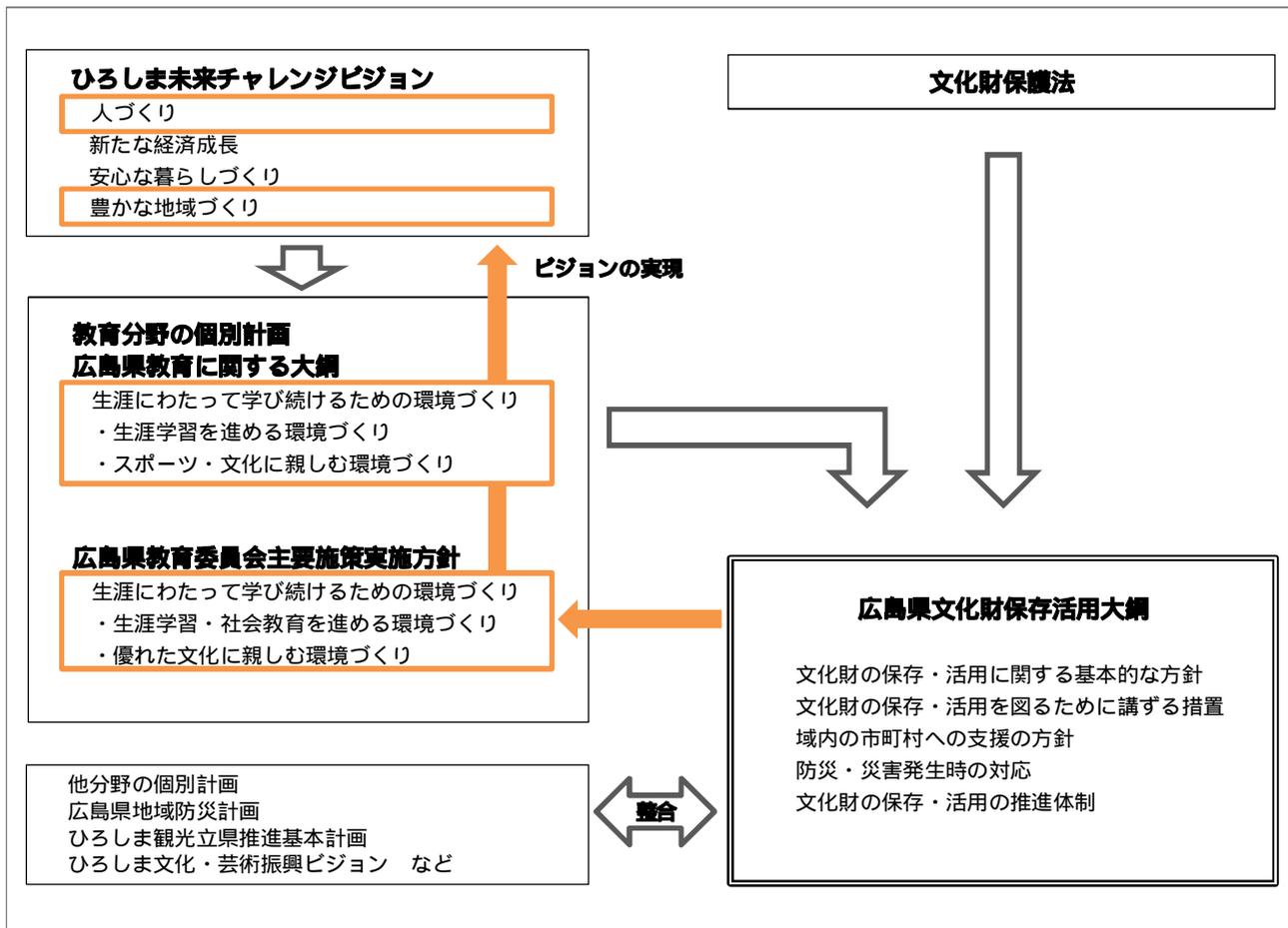
本県は，山地が多く低地が少ないという地形的特徴，南部と北部で異なる気候の特徴，安芸（県西部）と備後（県東部）の旧二カ国からなる歴史的な特徴などを背景に，旧石器時代から現代に至るまで多様な文化財が存在
古墳・横穴・中世城館跡を中心とする埋蔵文化財の数が突出（全国第 6 位）
主に沿岸部の社寺に伝来する有形文化財（建造物・美術工芸品）が多数
特に，世界文化遺産「厳島神社」には貴重な文化財が多数
世界文化遺産「原爆ドーム」は，人類が初めて被った核兵器の惨禍の跡を留めており，人類が忘れることのできない歴史的記念的意義を有する資産として世界に広く認識

3 保存・活用に関する課題

文化財継承の担い手を確保し，その継承に取り組む体制整備が必要
文化財活用による地域活性化の期待に比して，具体的活用策が不十分
県内市町の保存・活用の内容に差があり，広域的な保存・活用も不十分
個別の文化財の保存・活用に留まり，周囲環境も含めた一体的な取組が不十分
防災・災害発生時の対応に係る体制整備が不十分

4 県における大綱の位置付け

文化財保護法に基づく本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性や取組の基盤「ひろしま未来チャレンジビジョン」の教育分野における個別計画である「広島県教育に関する大綱」や「広島県教育委員会主要施策実施方針」の下位計画防災、観光、文化芸術等、各種計画との整合性を図る。



5 大綱策定の留意点

策定等に関する指針

- ・文化財専門家，所有者，民間団体関係者，市町文化財担当者等からの意見聴取
- ・関係部局と情報共有し，適切に連携
- ・策定したときは，公報やインターネット等の任意の手段で公表

広島県文化財保護審議会意見

- ・地域文化の特色を踏まえた対応方針
- ・文化財の保存・活用に取り組むための市町連携体制構築
- ・市町と連携した効果的な未指定文化財悉皆調査の実施
- ・文化財の活用促進の明確化

6 期間・更新

本県における文化財保存・活用の基本的方向性を定めるものであるため，特定の期間は設定しない社会状況変化や本県総合計画の改定等の状況も踏まえ，適宜見直して更新し，内容を充実

7 施策の方向性

○施策の方向性としては、文化庁が示した指針を基本とする

文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」

(平成31年3月4日、文化庁)から一部抜粋

(保存と活用に関する基本的な考え方)

法は、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」(第1条)と規定しており、保存と活用はともに文化財保護を図る上での重要な柱である。

文化財は、有形・無形の多種多様な文化的所産からなり、取扱いに細心の注意が必要な文化財が存在する一方で、社会の中で適切に活用されることで継承が図られる文化財も存在する。文化財は一度壊れてしまえば永遠に失われてしまうため、それぞれの文化財の種類・性質についての正しい認識の下に、適切な取扱いがなされることが必要である。

また、保存と活用は互いに効果を及ぼし合いながら、文化財の継承につなげるべきもので、単純な二項対立ではない。保存に悪影響を及ぼすような活用があってはならない一方で、適切な活用により文化財の大切さを多くの人々に伝え、理解を促進していくことが不可欠であるなど、文化財の保存と活用は共に、次世代への継承という目的を達成するために必要なものである。

また、文化財はそれ単体で形成されたものではなく、自然環境や周囲の景観、地域の歴史、そこで行われる人々の伝統的な活動などと密接に関連している場合があるため、文化財そのものだけでなく、それを取り巻く周囲の環境を一体的に捉え、保存・活用していく視点も重要である。

このような文化財の適切な保存と活用の推進には、所有者や地域住民等の理解・協力が不可欠であるとともに、専門的な知見を有する職員や学芸員等による指導・助言など、地方公共団体の文化財担当部局や博物館等の果たす役割が極めて重要である。

なお、文化財によっては、信仰の対象・信仰の場となっているものや、日常生活の場となっているものが少なくないため、このような文化財の観光等の活用方策の検討に当たっては留意が必要である。

○本県には、二つの世界文化遺産「厳島神社」、「原爆ドーム」を始め、花田植や神楽など、多様な文化財が多く存在していることから、こうした本県の有する文化的財産に県民が親しむことができる機会を充実させるとともに、次世代にしっかりと継承していく環境の整備を、国や市町等と連携し実施する

- ・県内はもとより、国外・国内においても本県文化財の魅力を伝え、本県文化財の価値を共有できる取組の推進
- ・複数の文化財や広域にまたがる文化財を複合的に活用し、魅力ある地域づくりの推進
- ・文化財の保存修理や伝統文化の継承・振興等に対する継続的な支援 など

8 骨子案

項 目	主な記載内容
はじめに	
序章	
1 大綱策定の背景と目的	社会の変化，地域振興・観光振興への役割
2 大綱の位置付け	ひろしま未来チャレンジビジョン等との関係
第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針	
1 広島県の概要	自然地理的環境，社会的状況，歴史的背景
2 広島県の文化財の概要	文化財の体系・保護制度，広島県の現状
3 歴史文化の特徴	固有の歴史文化にまつわる地域的特色
4 文化財の保存・活用に関する課題	総合的な把握，保存計画，活用，人材育成など
5 目指す方向性・将来像	広島県の文化財の保存・活用の方向性や将来像
6 文化財の保存・活用に関する方針	保存・活用に関する分野ごとの取組，広域的な取組など
第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置	
1 文化財の調査・指定	国，県等が実施した調査の現状と今後の指定
2 文化財の修理・整備	県所有文化財の保存・修理，所有者への支援
3 人材育成と資質向上の取組	専門職員等の資質向上の取組と方針
4 情報発信と普及啓発	文化財情報の発信，学校教育を始めとする県民への普及啓発
第3章 市町への支援の方針	
1 市町が行う保存・活用に関する取組への支援方針	市町の魅力ある取組への支援
2 地域計画作成に関する指導・助言の実施体制	作成協議会等での指導・助言
第4章 防災・災害発生時の対応	
1 防災対策	防災意識の向上，情報整備・共有，ネットワークの構築
2 災害発生時の対応	被災状況の把握，レスキュー活動，広域的な相互支援
第5章 文化財の保存・活用の推進体制	
1 推進体制	文化財担当部局職員・専門人材等の配置状況
2 今後の体制整備	体制整備の方針